

総合教育会議の概要

平成 27 年 4 月

目 次

1	総合教育会議の目的	．．．．．	P 1
2	会議の位置づけと構成員	．．．．．	P 1
3	会議における協議・調整事項	．．．．．	P 1
	(1) 協議すべき事項及び具体的な例	．．．．．	P 2
	(2) 協議すべきでない事項	．．．．．	P 2
4	協議・調整した結果の尊重義務	．．．．．	P 3
5	会議の公開と議事録の作成及び公表	．．．．．	P 3
6	奄美市総合教育会議スケジュール（案）	．．．．．	P 3
7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	．．．．．	P 4
8	教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	．．．．．	P 5
	(1) 大綱の目的	．．．．．	P 5
	(2) 大綱の定義	．．．．．	P 5
	(3) 大綱の記載事項	．．．．．	P 5
	(4) 教育振興基本計画との関係	．．．．．	P 6
9	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	．．．．．	P 6

1 総合教育会議の目的

総合教育会議を設置することにより、教育委員会に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2 会議の位置づけと構成員

- (1) 地方公共団体と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、教育委員会は、地方自治法上の附属機関には当たらない。
- (2) 総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行する。(法第1条の4第8項)
- (3) 地方公共団体の長は、教育総合会議を設けること。(法第1条の4第1項)
- (4) 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会で構成する。
(法第1条の4第2項)

○緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで開くことも可能。

- (5) 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
(法第1条の4第3項及び第4項)

○教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、会議の招集を求めることができる。

○緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に一任している場合には、その範囲内で、そうでない場合には、一旦態度を保留し、教育委員会において再検討し、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う必要がある。

○ 法・・・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

3 会議における協議・調整事項

○法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。

○法第1条の4第1項における「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する事項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 協議すべき事項及び具体的な例

○大綱の策定に関する協議（法第1条の4第1項）

○教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

（法第1条の4第1項第1号）

○児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

（法第1条の4第1項第2号）

協議・調整事項の具体的な例：法第1条の4第1項第1号

- 学校等の施設の整備，教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など，予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項。
- 幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携，青少年健全育成と生徒指導の連携，居所不明の児童生徒への対応，福祉部局と連携した総合的な放課後対策，子育て支援のように，地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項。

協議・調整事項の具体的な例：法第1条の4第1項第2号

- 児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ・いじめ問題により，児童，生徒等の自殺が発生した場合
 - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。
- 児童，生徒の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ・災害の発生により，生命又は身体の被害は発生していないが，校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合。
 - ・災害発生時の避難先での児童，生徒の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある，福祉担当部局と連携する場合。
 - ・犯罪の多発により，公立図書館等の社会教育施設でも，職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合。
 - ・いじめによる児童，生徒等の自殺が発生した場合のほか，いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合。

(2) 協議すべきでない事項

「総合教育会議は，教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議調整するという趣旨で設置するものではない。」

- 教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み，教科書採択，個別の教職員人事など，特に政治的中立性の要請が高い事項。
- 日常の学校運営に関する些細な事項。

4 協議・調整した結果の尊重義務

総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長と教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。(法第1条の4第8項)

調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。

(法第21条及び第22項)

5 会議の公開と議事録の作成及び公表

○個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開する

(法第1条の4第6項)

○非公開とする場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を守る場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合。

○地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第1条の4第7項)

6 奄美市総合教育会議のスケジュール (案)

開催時期	協議・調整時高等
6月	・総合教育会議の運営等に関する協議 ・教育大綱(素案)についての協議
11月頃	・教育大綱を定める ・教育委員会に関する重要施策の検討(新年度予算など)
臨時	・児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策 (事案が発生した場合)

7 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】（平成 27 年 4 月 1 日施行）】

（総合教育会議）

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的次項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第 1 項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学術経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

8 教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

(1) 大綱の目的

近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることから、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

(2) 大綱の定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
「参酌」とは、参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱が対象としている期間については、法律で定められていない。
地方公共団体の長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年を想定している。
- 法改正後も教育委員会は執行機関であることから、大綱に記載されたことも含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきである。
地方公共団体の長が有する大綱の権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えるものではない。

(3) 大綱の記載事項

- 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体に委ねられている。
(想定されている主な記載事項)
少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針
- 大綱は、地方公共団体の長が策定するものであるが、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすこと。

(4) 教育振興基本計画との関係

- 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている自治体にあつては、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、教育大綱を策定する必要はない。

(5) 大綱策定のスケジュール (案)

6月	8月	11月	12月
素案協議 第1回 総合教育会議	パブリック コメント実施 (1ヶ月)	大綱決定 第2回 総合教育会議	教育大綱 議会説明 及び公表

9 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)】 (平成27年4月1日施行)

(総合教育会議)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(教育基本法)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※ 第21条⇒教育委員会の職務権限